

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- あらたに生じた土地の確認（市町村課） 1
- 字の区域の変更（市町村課） 3
- 結核予防法による指定医療機関の指定（健康増進課） 3
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（健康増進課） 3
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 3
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 4
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（都市計画・モノレール課） 4
- 都市計画事業の変更の認可・4件（下水道課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 7
- 建設業者の所在地等を確認することができない旨の公告（土木企画課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 8

訓 令

- 沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令（科学技術振興課） 8
- 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（業務衛生課） 8

選挙管理委員会事項

- 政治団体届出事項の異動の公表 9
- 政治団体の解散の公表 11
- 資金管理団体の名称等の公表 12
- 資金管理団体の届出事項の異動の公表 13
- 資金管理団体の指定取消しの公表 13

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱 14

告 示

沖縄県告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮古島市長から同市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

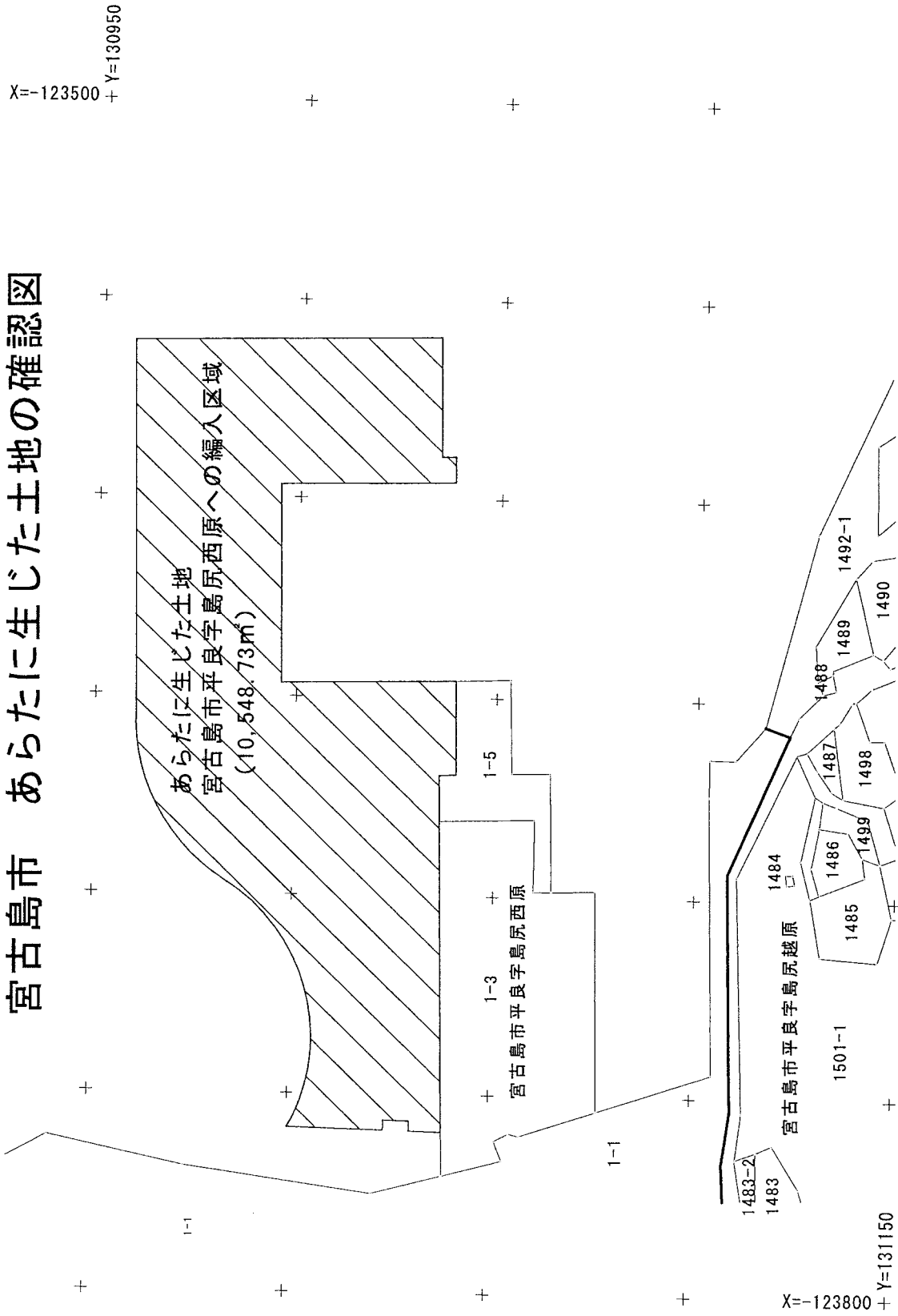
平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地の所在 別図に示すあらたに生じた土地
- 2 地積 10,548.73平方メートル

別図

宮古島市 あらたに生じた土地の確認図



この図面は平成19年1月26日現在の不動産登記法第14条第1項の地図に基づくものです。
 ただし、あらたに生じた土地等については、島尻漁港地域水産物供給基盤整備事業の公有水面埋立に係る図面に基づくものです。

沖縄県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成19年沖縄県告示第206号別図に示すあらたに生じた土地 10,548.73 平方メートルを宮古島市平良字島尻西原の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第208号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ふく薬局もとぶ店	本部町字大浜800番地の4	平成18年11月29日
ミント薬局腰原店	宮古島市平良字下里1477番地の1	平成18年12月19日
ことり薬局	宜野湾市嘉数四丁目19番5号	平成18年12月20日
サンアイ薬局おもろまち	那覇市おもろまち4丁目9番6号	平成19年1月9日
具志堅薬局	那覇市繁多川2丁目14番7号	平成19年1月10日

沖縄県告示第209号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
ミント薬局腰原店	宮古島市平良字下里1477番地の1	平成18年11月1日
ワタキュー薬局田原店	那覇市田原3丁目1番9号アナハイムタハラ1階	平成18年11月20日
叶和薬局	那覇市長田1丁目23番17号	平成18年12月1日
具志堅薬局	那覇市松川1丁目11番16号	平成18年12月26日
なほ薬局	那覇市字真地176番地1号丸朝ビル108号	平成18年12月31日
武内リハビリクリニック	那覇市東町26番15号	平成19年1月1日

沖縄県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の解散を認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 廻袋土地改良区
- 2 事務所の所在地 恩納村字喜瀬武原364番地
- 3 認可年月日 平成19年3月12日

沖縄県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字崎山東原746番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第667号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 糸満市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・糸2号川尻親田原線及び3・4・17号D3号線

3 事業施行期間 平成6年7月22日から平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成6年沖縄県告示第667号、平成14年沖縄県告示第1054号及び平成18年沖縄県告示第206号の事業地のうち、糸満市字兼城河尻原並びに字糸満上組及び新組地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 公共測量を実施した地域 豊見城市字豊見城及び字宜保地内

2 公共測量を実施した期間 平成19年2月9日から同月28日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、牧志・安里地区市街地再開発組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 公共測量を実施した地域 那覇市牧志・安里地区

2 公共測量を実施した期間 平成19年2月23日から同月28日まで

3 作業種類 公共測量（用地実測図作成）

沖縄県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第196号で認可した石川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 うるま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 石川都市計画下水道事業

(2) 名称 石川市公共下水道

3 事業施行期間 昭和48年6月21日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和48年沖縄県告示第196号、昭和52年沖縄県告示第160号、昭和53年沖縄県告示第179号、昭和53年沖縄県告示第321号、昭和55年沖縄県告示第455号、昭和59年沖縄県告示第777号、昭和60年沖縄県告示第645号、昭和62年沖縄県告示第830号、平成2年沖縄県告示第576号、平成4年沖縄県告示第650号及び平成13年沖縄県告示第247号の事業地のうち旧石川市字石川白浜原、長佐久原、長根原、角石原、富森原、石川原、渡口原、兼久原、白溝原、佐阿手原、東山原、赤崎原、渡戸目原、親田原、水溜原、富祖原、下原、後原、前田原及び長溝原、字伊波後原、座武次原、長追原、伊波原、前原、水玉屋原、苦水山原、武伏山原及び上原、字東恩納桃原、西原、前原、青木原、東恩納原、東原、後原、美川原、山田原、白溝原、長嶺原及び恩納崎原、字嘉手苺西原、後原、前原及び火留原、字山城西原、山城原、後原及び前原、字赤崎赤崎原、字楚南後原、石崎一丁目、石崎二丁目、東山二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目並びに赤崎三丁目を削り、うるま市石川白溝原、石川東恩納美川原及び長嶺原、石川嘉手苺後原、石川山城前原、石川東山一丁目、石川曙二丁目並びに石川赤崎一丁目を加える。

(2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第196号、昭和52年沖縄県告示第160号、昭和53年沖縄県告示第179号、昭和53年沖縄県告示第321号、昭和55年沖縄県告示第455号、昭和59年沖縄県告示第777号、昭和60年沖縄県告示第645号、昭和62年沖縄県告示第830号、平成2年沖縄県告示第576号、平成4年沖縄県告示第650号及び平成13年沖縄県告示第247号の事業地にうるま市石川白浜原、長佐久原、角石原、富森原、石川原、渡口原、兼久原、白溝原、佐阿手原、東山原、赤崎原、渡戸目原、親田原、水溜原及び前田原、石川伊波後原、座武次原、長追原、伊波原、前原、水玉屋原、苦水山原、武伏山原、上原及び西原、石川東恩納桃原、西原、前原、青木原、東恩納原、東原、後原、美川原、山田原、長嶺原、恩納崎原及び白土原、石川嘉手苺西原、後原、前原及び火留原、石川山城西原、山城原、後原、前原及び長道原、石川楚南後原及び東原、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川東山本町一丁目並びに石川東山本町二丁目を加える。

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

沖縄県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 宮古島市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 宮古都市計画下水道事業

(2) 名称 宮古島市公共下水道

3 事業施行期間 平成2年3月6日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成2年沖縄県告示第210号、平成11年沖縄県告示第356号、平成12年沖縄県告示第732号、平成14年沖縄県告示第190号及び平成15年沖縄県告示第80号の事業地のうち旧平良市字下里西里、神屋、大三俵、大原、南方、ヨシキ底、大嶺、南原、嶺原、東大原、アマヒサ、馬場、腰原及び南腰原、字西里根間、尻間、尻並、前比屋、羽立、出口、アツママ、西里、大原、ツイヤギ及びフナ腰、字東仲宗根尻阿底、寺フグ、竹原及び赤字下、字西仲宗根真玉、染地、不佐手、土川、竹原、東上原、ニヤツ及び西上原、字荷川取荷川取、尻川原、崎名原及び尻原、字久貝地先港湾埋立地、アゲタ、スキラ及びアマヒサ並びに字久貝上原を削り、宮古島市平良字荷川取崎名原を加える。

(2) 使用の部分 平成2年沖縄県告示第210号、平成11年沖縄県告示第356号、平成12年沖縄県告示第732

号、平成14年沖縄県告示第190号及び平成15年沖縄県告示第80号の事業地に宮古島市平良字下里西里、神屋、大三俵、大原、南方、ヨシキ底、大嶺、南原、嶺原、東大原、アマヒサ、馬場、腰原及び南腰原、平良字西里根間、尻間、尻並、前比屋、羽立、出口、アツママ、西里、大原、ツイギヤ、富名腰及びマンカ原、平良字東仲宗根尻阿底、寺フグ、竹原、赤字下、迎、仲家、外間、並立、尻間、アコガ、白川、ウヤキヤ、東橋、平立、高阿良、オホダラ、東座、土川、大ホゴモリ、アガリガ子、北ノ底、ニヤツ及びソデ山、平良字西仲宗根真玉、染地、不佐手、土川、竹原、東上原及び西上原、平良字荷川取荷川取、尻川原、崎名原及び尻原、平良字久貝アゲタ、スキラ、アマヒサ、南原及び上原、平良字荷川取地先港湾埋立地並びに平良字松原ウエバリ及びシバリを加える。

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

沖縄県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第162号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 読谷村

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画下水道事業

(2) 名称 読谷村公共下水道

3 事業施行期間 平成3年3月5日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成3年沖縄県告示第162号及び平成14年沖縄県告示第844号の事業地のうち読谷村字楚辺吉川原、蒲端原、富里原、高土原、西原、今切原、大添原及び後原、字都屋部屋原並びに字座喜味繁多原を削り、字楚辺善浜原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 平成3年沖縄県告示第162号及び平成14年沖縄県告示第844号の事業地に読谷村字楚辺吉川原、溝端原、富里原、高土原、善浜原、西原、今切原、大添原及び後原、字都屋部屋原並びに字座喜味繁多原を加える。

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

沖縄県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第330号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 石垣市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 石垣都市計画下水道事業

(2) 名称 石垣市公共下水道

3 事業施行期間 平成5年3月30日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成5年沖縄県告示第330号及び平成12年沖縄県告示第678号の事業地のうち石垣市浜崎町、美崎町、字新川作原、真喜良、竿若、明用登、喜田盛、竹西及び川花、字大川中ノハカ、西ノハカ、東ノハカ、東真地及び西真地並びに字石垣長田次良若、平川下底若、金ノ手若及び真地原を削り、新栄町並びに字新川舟蔵及び大道地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 平成5年沖縄県告示第330号及び平成12年沖縄県告示第678号の事業地に石垣市新栄町、浜崎町、美崎町、字新川作原、舟蔵、真喜良、竿若、大道、明用登、喜田盛、竹西及び川花、字大川中ノハカ、西ノハカ、東ノハカ、東真地及び西真地並びに字石垣長田次良若、平川下底若、金ノ手若及び真地原を加える。

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成19年5月7日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福祉ネットワークおきなわ
- 3 代表者の氏名 平喜美子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター（西棟2階／ボランティア・小規模団体室）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、児童、生徒や高齢者、障害者等地域すべての人々に対し、スポーツ、レクリエーションを通して心身の健康づくり及び生きる喜びづくりに関する事業を行い県民の生活環境と福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 商号名 与勝建設株式会社
(2) 代表者名 伊保清信
(3) 所在地 沖縄市美里778番地
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-15）第511号
(5) 許可年月日 平成15年12月18日
- 2 (1) 商号名 有限会社山城組
(2) 代表者名 山城政則
(3) 所在地 北谷町字吉原792番地の11
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-14）第6472号、沖縄県知事 許可（般-14）第6472号、沖縄県知事 許可（特-16）第6472号
(5) 許可年月日 平成15年2月21日
- 3 (1) 商号名 合資会社田場建設
(2) 代表者名 田場浩
(3) 所在地 うるま市みどり町五丁目7番18号
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-15）第5765号
(5) 許可年月日 平成15年6月10日
- 4 (1) 商号名 有限会社津覇重工建設
(2) 代表者名 新垣正敏
(3) 所在地 宜野湾市宜野湾一丁目16番38号
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-14）第4956号
(5) 許可年月日 平成14年4月30日
- 5 (1) 商号名 有限会社太光塗装
(2) 代表者名 宮里貞光
(3) 所在地 宜野湾市字宇地泊517番地
(4) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-15）第9061号

- (5) 許可年月日 平成15年4月30日
- 6 (1) 商号名 有限会社大松建設
- (2) 代表者名 仲松均
- (3) 所在地 恩納村字恩納5450番地の1
- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第9757号、沖縄県知事 許可(特-17)第9757号、沖縄県知事 許可(般-17)第9757号
- (5) 許可年月日 平成16年11月24日
- 7 (1) 商号名 株式会社なかみね
- (2) 代表者名 波照間禎
- (3) 所在地 石垣市新栄町53番地の15
- (4) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-14)第2941号、沖縄県知事 許可(般-14)第2941号
- (5) 許可年月日 平成14年9月2日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年12月26日 沖縄県指令土第1129号、平成19年1月29日 沖縄県指令土第43号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市港川二丁目3035番2ほか22筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都新宿区信濃町32番地 創価学会 代表役員 正木正明
- 5 検査済証番号 平成19年3月6日 第2518号
- 6 工事完了年月日 平成19年2月23日

訓 令

沖縄県訓令第9号

企 画 部

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県工業技術センター嘱託研究員設置規程(平成12年沖縄県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 嘱託研究員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令

嘱託獣医師設置規程(昭和56年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第10条、第12条、第13条第1項及び第14条第2項」を「第14条、第16条、第17条第1項及び第18条第2項」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 嘱託獣医師の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第6条第3項中「第4条の」を「第2条の規定により嘱託獣医師を置く」に、「前項の勤務時間」を「8時間」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「怠つた」を「怠った」に改め、同条第2号中「なつた」を「なった」に改め、同条第4号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条第3項の改正規定（「第4条の」を「第2条の規定により嘱託獣医師を置く」に改める部分に限る。）及び第9条の改正規定は、同年3月20日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、届出されている政治団体の代表者等について異動があった旨、次のとおり届出があった。

平成19年3月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	新旧	異動内容
大浜ノリオ後援会	主たる事務所の所在地	平成18年12月4日	新	石垣市字石垣355-4
			旧	石垣市字石垣416番地の3コーポラス崎山101号室
なかいま弘多後援会	主たる事務所の所在地	平成18年12月4日	新	那覇市久茂地3丁目17番5号美栄橋ビル2階
			旧	那覇市牧志2丁目17番12号
民主党沖縄県第4区総支部	主たる事務所の所在地	平成18年12月5日	新	南城市大里字高平132-3-102
			旧	南城市大里字仲間482番地2階
ギリギリKの会	主たる事務所の所在地	平成18年12月8日	新	那覇市泉崎2丁目4番14号コーポ洋303
			旧	那覇市首里金城町4-71-8
當間邦憲後援会	代表者	平成18年12月11日	新	當間保清
			旧	大嶺保二
當間邦憲後援会	会計責任者	平成18年12月11日	新	當間和子
			旧	當間達也
自由民主党うるま市具志川支部	主たる事務所の所在地	平成18年12月27日	新	うるま市みどり町4-7-1 203
			旧	うるま市宇宮里47番地

自由民主党うるま市 具志川支部	代表者	平成18年12月27日	新	照屋守之
			旧	嘉陽宗吉
瀬長ミサオ後援会	主たる事務所の 所在地	平成18年12月28日	新	豊見城市字真玉橋371-1 平田共同 住宅101
			旧	豊見城市根差部389番地の1
赤嶺勝正後援会	代表者	平成19年1月5日	新	赤嶺吉和
			旧	大城盛雄
大城英和後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年1月10日	新	豊見城市渡橋名277番地
			旧	豊見城市字渡嘉敷30-2
比嘉アツコ後援会	政治団体の名称	平成19年1月16日	新	比嘉アツコ後援会
			旧	比嘉敦子後援会
宮城盛次後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年1月17日	新	豊見城市字平良188-15
			旧	豊見城村字平良188-15
宮城盛次後援会	代表者	平成19年1月17日	新	宮城盛次
			旧	宮城春興
ミヤサト友常後援会	会計責任者	平成19年1月23日	新	宮里フジ子
			旧	宮里賢一
玉城ヤスオ後援会	会計責任者	平成19年1月24日	新	玉城勝
			旧	玉城安秀
呉屋サトル後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年1月30日	新	西原町字小波津147番地1
			旧	西原町字小波津78
ナカマ明典後援会	会計責任者	平成19年2月13日	新	川満成
			旧	長崎次登
瑠璃会	主たる事務所の 所在地	平成19年2月13日	新	宮古島市平良字東仲宗根421 グラン ドリバーマンション302
			旧	宮古島市平良字下里1354-6 EBI SUマンション502
ウエザト善清後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年2月13日	新	西原町字兼久257-3
			旧	西原町字兼久265-1
ウエザト善清後援会	代表者	平成19年2月13日	新	上里善清
			旧	照屋盛光
大ハマ長照後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年2月14日	新	石垣市字登野城1025-1
			旧	石垣市字登野城618番地
マエ川朝平後援会	主たる事務所の 所在地	平成19年2月15日	新	宜野湾市真栄原3-14-1 ベストハ イム杏202号

			旧	宜野湾市大謝名4丁目3番1号冲商マンション3階OM-11号
外間伸儀後援会	会計責任者	平成19年2月19日	新	徳門寿男
			旧	島田澄子
政治連盟沖縄県防衛を支える会	主たる事務所の所在地	平成19年2月20日	新	那覇市首里石嶺町4-132
			旧	那覇市泊3丁目13-8宮城商事ビル3F F C ネット沖縄内
ヤラ國弘後援会	主たる事務所の所在地	平成19年2月22日	新	豊見城市字金良13番地
			旧	豊見城市字長堂144-3
沖縄・未来へはばたく県民の会	主たる事務所の所在地	平成19年2月26日	新	那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル2階
			旧	那覇市銘苅3-11-5
久高友弘後援会	主たる事務所の所在地	平成19年2月27日	新	那覇市首里鳥堀町4-130-1
			旧	那覇市首里鳥堀町1丁目49番地
沖縄県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	平成19年3月2日	新	豊見城市字嘉数180番地の5
			旧	豊見城市字嘉数180番地の5
古謝景春後援会	主たる事務所の所在地	平成19年3月2日	新	南城市知念字知名646
			旧	南城市佐敷字新開1-117
ノグニ昌春後援会	主たる事務所の所在地	平成19年3月2日	新	北谷町字吉原464-8
			旧	北谷町字吉原708番地の2
沖縄県中小企業政策推進連盟	代表者	平成19年3月5日	新	屋田直勝
			旧	吉山盛安
沖縄県中小企業政策推進連盟	会計責任者	平成19年3月5日	新	仲田重利
			旧	与那覇正俊
ヤラ國弘後援会	代表者	平成19年3月5日	新	屋良國弘
			旧	赤嶺盛政

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出があった政治団体等の名称等は、次のとおりである。

平成19年3月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散届出年月日
愛・夢・安らぎの会	城間兵勝	宮城清正	南風原町字喜屋武181	平成18年12月1日
明日の南城市をつくる会	島袋賢栄	瑞慶覧長伸	南城市大里字仲間1079	平成18年12月6日

			- 2	
仲エマ会	仲榮眞盛順	仲榮眞美代子	本部町字谷茶33番地	平成18年12月22日
仲エマ盛順後援会	岸本恵光	仲榮眞美代子	本部町字谷茶433番地の3	平成18年12月22日
宮城盛次後援会	宮城盛次	宮城弘子	豊見城市字平良188-15	平成19年1月17日
市民連合	照屋純	照屋司	うるま市字田場42番地	平成19年1月18日
市政刷新なご市民連合	玉城義和	仲村善幸	名護市大西3丁目1番地	平成19年1月30日
我喜屋むねひろ後援会	我喜屋宗弘	我喜屋節子	名護市大西3丁目1番地	平成19年1月30日
伊波ヒロスケ後援会	上原五郎	前川和則	宜野湾市我如古373番地の2	平成19年1月31日
カカズ昇明後援会	松山朝清	砂辺幸二郎	那覇市長田2丁目28番19号	平成19年2月2日
かりゆし沖縄をつくる会	嘉数昇明	砂辺幸二郎	那覇市長田2丁目28番19号	平成19年2月2日
大宜味村を豊かにする会	新城繁正	新城一智	大宜味村字塩屋690番地	平成19年2月9日
友利光徳後援会	上江洲久	吉浜好雄	宮古島市城辺字福里1163番地2	平成19年2月13日
嶺山達也後援会	嶺山達也	嶺山茂子	宜野湾市大山三丁目12番6号(2F)	平成19年2月15日
夢のある沖縄市を創る会	玉城たずこ	永岡聡	沖縄市中央1-2-12	平成19年2月15日
国吉真徳後援会	平良亀之助	国吉節子	那覇市天久1-8-14	平成19年2月15日
宜保ヤス一後援会	外間幸一	平田邦男	豊見城市字高安672の2	平成19年2月16日
島袋義久後援会	新城繁正	崎山勝三	大宜味村字塩屋690番地	平成19年2月20日
いなみね恵一後援会	知名洋二	渡久地英男	那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル2階	平成19年2月27日
ギリギリKの会	高江洲朝男	真喜志好一	那覇市泉崎2丁目4番14号コーポ洋303	平成19年2月28日
大城タカヒロ後援会	宜保祐正	大城晴伸	豊見城市字上田179番地	平成19年3月1日
たまき文子後援会	前田和洋	桑江岳夫	豊見城市字高嶺310-1コーボ大永105号	平成19年3月1日
沖縄市を元気にする市民の会	普久原朝勇	内間秀太郎	沖縄市美里1160番地の1	平成19年3月6日

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により資金管理団体の届出があった政治団

体は、次のとおりである。

平成19年3月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
外間伸儀	市長 (宜野湾市)	外間伸儀後援会	外間伸儀	宜野湾市普天間二丁目 3番5号知念アパート	平成19年1月12日
呉屋悟	町議会議員 (西原町)	呉屋サトル後援会	呉屋悟	西原町字小波津147番地1	平成19年1月30日
上里善清	町議会議員 (西原町)	ウエザト善清後援会	上里善清	西原町字兼久257-3	平成19年2月13日
島尻安伊子	市議会議員 (那覇市)	ちゅらの会	島尻安伊子	那覇市久米2-27-10	平成19年2月13日
狩俣吉正	参議院議員 (選挙区)	かりまた吉正後援会	狩俣吉正	那覇市銘苅3丁目11番5	平成19年2月23日
屋良國弘	市議会議員 (豊見城市)	ヤラ國弘後援会	屋良國弘	豊見城市字金良13番地	平成19年3月5日

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動届があった団体は、次のとおりである。

平成19年3月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日	新旧	異動内容
瑠璃会	主たる事務所の所在地	平成19年2月13日	新	宮古島市平良字東仲宗根421グラ ンドリバーマンション302
			旧	宮古島市平良字下里1354-6 E B I S Uマンション502

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により資金管理団体の指定取消しの届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成19年3月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
仲榮眞盛順	町長 (本部町)	仲エマ会	仲榮眞盛順	本部町字谷茶33番地	平成18年12月22日
照屋純	市議会議員	市民連合	照屋純	うるま市字田場42番地	平成19年1月18日

	(うるま市)				
我喜屋宗弘	市長 (名護市)	我喜屋むねひろ 後援会	我喜屋宗弘	名護市大西3丁目1番 地	平成19年1月30日
嘉数昇明	県議会議員	かりゆし沖縄を つくる会	嘉数昇明	那覇市長田2-28-19	平成19年2月2日

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱を次のように定める。

平成19年3月20日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例（平成17年沖縄県条例第35号。以下「条例」という。）第6条の規定及び条例第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び沖縄県緊急対処事態対策本部の部内の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置場所)

第2条 対策本部は、沖縄県庁内又は知事の指定する場所に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、出納長及び警察本部長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、知事公室長、各部の部長、出納事務局長、企業局長、病院事業局長及び教育長をもって充てる。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）に事故があるとき、又は欠けたときは、副知事をもって充てられる副本部長、知事公室長をもって充てられる本部員及び総務部長をもって充てられる本部員の順序でその職務を代理する。

4 前項の場合において、副知事をもって充てられる副本部長が本部長の職務を代理する順序は、沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成19年沖縄県規則第2号）に定める沖縄県知事の職務を代理する順序の例による。

(本部会議)

第4条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(対策本部の組織)

第5条 条例第4条の規定により、対策本部に、次に掲げる部を置く。

- (1) 総括情報部
- (2) 知事公室部
- (3) 総務部
- (4) 企画部
- (5) 文化環境部
- (6) 福祉保健部
- (7) 農林水産部

- (8) 観光商工部
- (9) 土木建築部
- (10) 出納部
- (11) 企業部
- (12) 病院事業部
- (13) 人事委員会部
- (14) 監査委員会部
- (15) 労働委員会部
- (16) 議会部

- 2 部に、部長及び副部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は部の事務を総理し、副部長は部長を補佐するとともに、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。
- 5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員（総括情報部連絡調整班の班員を除く。）は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 6 総括情報部総括情報班に前項に定める職員のほか、主として情報の収集及び迅速な初期対応を行うための要員（以下「国民保護情報・初期対応要員」という。）として第13条第1項の規定により派遣された職員を配置する。
- 7 総括情報部連絡調整班の班員は、各部間の連絡調整及び対策本部の決定事項を各部へ伝達する要員（以下「国民保護連絡調整員」という。）として第13条第1項の規定により派遣された職員をもって充てる。
- 8 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

（部及び班の分掌事務）

第6条 部は班の事務を総括し、班は別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務（同表備考に掲げる事務を含む。以下同じ。）を分掌する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。
- 3 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い対策本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。

（総括班長会議）

第7条 国民保護措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）の具体的事項について協議するため、対策本部に各部を総括する班長で構成する総括班長会議を置く。

- 2 総括班長会議に、協議する国民保護措置の内容に応じて、関係する班長並びに教育庁及び警察本部の職員を出席させることができる。
- 3 総括班長会議の議長は、総括情報部副部長をもって充て、会議は議長が招集する。

（現地対策本部）

第8条 条例第5条に規定する現地対策本部の構成員、分掌事務及び設置場所は、別表第3に定めるとおりとする。

（地方本部の設置）

第9条 本部長は、地方における国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るため、必要と認めるときは、沖縄県国民保護対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置することができる。

（地方本部の名称、管轄区域等）

第10条 地方本部の名称、設置場所、管轄区域、構成機関等は、別表第4に定めるところによる。

- 2 地方本部に地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第4の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における国民保護措置に関する事務を処理する。

- 4 地方本部の事務を処理するため、別表第4の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長（班長付を含む。以下同じ。）及び班員を置く。
- 5 班長は、別表第4の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員には、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理に当たっては、対策本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。
- 8 地方本部各班の基本的役割は、別表第5のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班の構成その他必要な事項については、地方本部長が定める。
- 9 地方本部長は、前項の規定により必要な事項を定めたとき、又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。
（地方本部連絡会議）
- 第11条** 地方本部に、地方本部連絡会議を置く。
- 2 地方本部連絡会議は、地方本部構成機関の長をもって構成する。
- 3 地方本部連絡会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。
- 4 地方本部連絡会議は、地方本部の運営及び国民保護措置に関し必要な事項を審議するものとする。
（地方機関相互の連携）
- 第12条** 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する指定地方行政機関等と連携して地方における国民保護措置を行うものとする。
（国民保護連絡調整員等の派遣）
- 第13条** 部長は、対策本部の事務の効果的運用を図るため、部に所属する職員の中から国民保護情報・初期対応要員2人及び国民保護連絡調整員1人を指名し、対策本部の設置と同時に総括情報部に派遣するものとする。ただし、出納部、人事委員会部、監査委員会部、労働委員会部及び議会部に係る国民保護情報・初期対応要員については、この限りでない。
- 2 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。
（職員の動員方法）
- 第14条** 正規の勤務時間以外の時間に職員を登庁させる方法は、あらかじめ対策本部各班において定め、周知しておくものとする。
- 2 職員は、自主的に登庁し、配備に就くことを原則とする。ただし、これによることができなかつた職員に対しては、それぞれの班においてあらかじめ連絡体制を定め連絡するものとする。
（連絡方法）
- 第15条** 本部会議の招集等に係る各種指示、通知及び連絡（以下「連絡等」という。）は、特別な場合を除き、電話又は庁内放送等迅速な方法により行うものとする。
- 2 前項の連絡等を庁内放送等の一斉連絡による方法以外の手段を用いる場合における連絡系統は、別表第6のとおりとする。
（武力攻撃災害状況等の報告）
- 第16条** 部長及び地方本部長は、武力攻撃災害の状況及びこれに対してとった措置の概要等について、武力攻撃災害状況等報告書（別記様式）により、遅滞なく、本部長に報告するものとする。
（国民の権利利益の救済に係る手続の処理）
- 第17条** 別表第7に掲げる国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済に係る手続は、当該救済に係る事務を分掌する班において処理するものとする。
（関係機関との連絡等）
- 第18条** この訓令に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他のすべての事務に優先して的確かつ迅速に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。
（関係書類等の保管）
- 第19条** この訓令により処理した事項についての残務整理については、対策本部にあつては部長の職にあつた者が、地方本部にあつては地方本部長の職にあつた者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

(補則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(沖縄県緊急対処事態対策本部への準用)

第21条 第2条から前条までの規定は、沖縄県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この訓令は、平成19年3月20日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

部 名	部 長	副 部 長
総括情報部	危機管理監	基地防災統括監
知事公室部	知事公室長	秘書広報統括監
総務部	総務部長	総務統括監
企画部	企画部長	企画調整統括監
文化環境部	文化環境部長	文化生活統括監
福祉保健部	福祉保健部長	福祉企画統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
観光商工部	観光商工部長	産業振興統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	出納事務局長	会計課長
企業部	企業局長	企業局次長
病院事業部	病院事業局長	病院事業局次長
人事委員会部	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
監査委員部	監査委員事務局長	監査課長
労働委員会部	労働委員会事務局長	調整審査課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

別表第2 (第5条、第6条関係)

部名	班名及び班長	分 掌 事 務
総括情報	総括情報班 班長 防災危機管理課長	1 県が実施する国民保護措置の総括に関すること。 2 対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 3 各部の分掌事務の調整に関すること。

報 部		<ul style="list-style-type: none"> 4 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 5 警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令等に関すること。 6 被災情報、安否情報等の収集、整理、集約及び国への報告に関すること。 7 非常通信の運用に関すること。 8 防衛省への国民保護等派遣の要請に関すること。 9 他の都道府県に対する応援の求め、消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関すること。 10 市町村長又は消防長に対する災害防衛活動の指示に関すること。 11 対策本部の活動状況及び国民保護措置の実施状況の記録に関すること。 12 対策本部の庶務に関すること。
	連絡調整班 班長 秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部間の連絡調整に関すること。 2 各部への対策本部決定事項の伝達に関すること。
知 事 公 室 部	知事公室総務班 班長 秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 4 国の武力攻撃事態等対策本部長等の対応に関すること。
	広報班 班長 広報課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関すること。 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び収録に関すること。
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関すること。
	返還問題対策班 班長 返還問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	危険物等の保安に関すること。
総 務 部	総務班 班長 総務私学課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 東京連絡班との連絡に関すること。 4 国民保護関係文書の收受及び発送に関すること。 5 国民保護関係資料等の印刷に関すること。 6 国民の権利利益に関する文書の保存に関すること。 7 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関すること。
	人事班 班長 人事課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に従事する職員の服務及び動員に関すること。 2 他の都道府県の職員等の職員の派遣要請及びあっせん要求に関すること。
	職員厚生班	1 国民保護措置に従事する職員の公務災害に関すること。

	班長 職員厚生課長	2 職員の健康管理に関すること。 3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関すること。
	行政改革推進班 班長 行政改革推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	財政班 班長 財政課長	1 国民保護措置等に要する費用の資金計画及び財源措置に関すること。 2 議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関すること。
	税務班 班長 税務課長	1 避難住民等に対する県税の徴収猶予及び減免に関すること。 2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期に関すること。
	管財班 班長 管財課長	1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 2 県有財産の被害調査及び保全対策に関すること。 3 国民保護措置に必要な物資等の購入に関すること。 4 その他対策本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関すること。
	東京連絡班 班長 東京事務所長	国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関すること。
企 画 部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 宮古地方本部及び八重山地方本部との連絡調整に関すること。
	交通政策班 班長 交通政策課長	避難住民及び緊急物資の運送における交通体系の連絡調整に関すること。
	土地対策班 班長 土地対策課長	武力攻撃災害時における開発区域の保全に関すること。
	統計班 班長 統計課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報政策班 班長 情報政策課長	1 総合行政情報通信ネットワークによる通信の確保に関すること。 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び発信に係る指導に関すること。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関すること。 2 武力攻撃災害時における地域離島の振興対策に関すること。
	市町村班	1 市町村への行政指導に関すること。

	班長 市町村課長	2 市町村の起債等に関する事。
文化 環境 部	文化環境総務班 班長 文化振興課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 文化施設の保全対策及び被害調査に関する事。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関する事。
	県民生活班 班長 県民生活課長	1 県民総合相談窓口の設置に関する事。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 4 生活関連物資等の価格安定に関する事。 5 ボランティア総合窓口に関する事。 6 避難所等の総合対策に関する事。 7 生活再建支援に関する事。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する事。
	環境政策班 班長 環境政策課長	環境の総合対策に関する事。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関する事。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関する事。
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関する事。
	自然保護班 班長 自然保護課長	国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関する事。
福 社 保 健 部	福祉保健総務班 班長 福祉保健企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	福祉・援護班 班長 福祉・援護課長	1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。 2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事。 3 生活福祉資金の貸付けに関する事。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 武力攻撃災害時における老人福祉に関する事。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事。
	青少年・児童家庭班 班長 青少年・児童家庭課長	1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事。
	障害保健福祉班	1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。

	班長 障害保健福祉課長	2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事。
	医務・国保班 班長 医務・国保課長	1 武力攻撃災害時における医療及び助産に関する事。 2 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 3 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 4 医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。 5 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 6 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関する事。
	健康増進班 班長 健康増進課長	1 感染症対策に関する事。 2 保健衛生対策に関する事。 3 避難住民等に対する健康相談、指導等に関する事。
	薬務衛生班 班長 薬務衛生課長	1 避難所等における食品衛生の確保に関する事。 2 動物の保護及び収容に関する事。 3 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関する事。 4 飲料水の供給に関する事。 5 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。 6 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 7 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 8 遺体の埋葬及び処理に関する事。 9 毒物及び劇物の管理に関する事。
農 林 水 産 部	農林水産総務班 班長 農林水産企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 農業関係の被害調査の取りまとめに関する事。
	流通政策班 班長 流通政策課長	1 応急措置の用に供する副食物（農産物に限る。）の流通対策及び確保に関する事。 2 卸売市場との連絡調整に関する事。 3 主食の確保及び主食配給の特別措置に関する事。
	農政経済班 班長 農政経済課長	1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関する事。 2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 3 被災農家等に対する農業災害資金に関する事。
	営農支援班 班長 営農支援課長	1 農作物の病虫害防除に関する事。 2 被災農家に対する生活指導に関する事。 3 農業関係（農地、農業用施設及び農地海岸保全施設に関するものを除く。）の被害調査及び防災指導に関する事。
	園芸振興班 班長 園芸振興課長	1 所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関する事。 2 野菜、果樹等の生産指導及び加工指導に関する事。

	糖業農産班 班長 糖業農産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要農産物及び特用農産物等の指導に関する事。 2 さとうきびの生産及び製糖業の指導に関する事。
	畜産班 班長 畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜伝染病の防疫に関する事。 2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関する事。 3 家畜の逸走対策、保護等に関する事。
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	農山村地域における保全対策及び被害調査に関する事。
	農地水利班 班長 農地水利課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有土地改良施設の被害調査に関する事。 2 農業用ダムの状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関する事。
	農村整備班 班長 農村整備課長	農地、農道等農業用施設及び農地海岸保全施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関する事。
	森林緑地班 班長 森林緑地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 民有林野及び林道等林業用施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関する事。 2 救援活動等に要する木材の確保に関する事。 3 林業関係団体との連絡調整に関する事。
	水産班 班長 水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の保全対策及び被害調査に関する事。 2 被害漁業者に対する災害資金に関する事。 3 武力攻撃災害時における水産物の流通対策に関する事。
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港関連施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関する事。
観 光 商 工 部	観光商工総務班 班長 産業政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 大阪事務所との連絡に関する事。 4 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関する事。 5 LPガス等の調達の調整に関する事。
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	商工振興班 班長 商工振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等製造業施設の被害調査に関する事。 2 店舗等商業施設の被害調査に関する事。 3 生活物資の流通調整に関する事。
	経営金融班 班長 経営金融課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災中小企業の振興に関する事。 2 被災商工業者に対する金融に関する事。
	企業立地推進班	部内各班又は他部の応援に関する事。

	班長 企業立地推進課長	
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	雇用労政班 班長 雇用労政課長	1 被災者等の就労状況の把握及び被災地域等の雇用対策に関する事。 2 武力攻撃災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関する事。 3 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に関する事。 4 応急の復旧対策に要する労働力の確保に関する事。 5 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関する事。
	観光企画班 班長 観光企画課長	財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関との連絡調整に関する事。
	観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関する事。 2 観光施設の保全対策及び被害調査に関する事。
	交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。
土木 建築 部	土木総務班 班長 土木企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 地方本部（宮古地方本部及び八重山地方本部を除く。）との連絡調整に関する事。
	技術管理班 班長 技術管理課長	所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に関する事。
	用地班 班長 用地課長	武力攻撃災害時における公共工事の施工に伴う損失補償基準に関する事。
	道路街路班 班長 道路街路課長	所管する道路及び橋りょうの保全対策、被害調査及び応急の復旧対策に関する事。
	道路管理班 班長 道路管理課長	1 所管する道路及び橋りょうの保全対策、被害調査及び応急の復旧対策に関する事。 2 交通不通行所及び通行路線の把握に関する事。 3 緊急通行道路及び橋りょうの確保に関する事。
	河川班 班長 河川課長	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関する事。 2 公有水面（海面を除く。）の管理に関する事。
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	1 海岸及び堤防の被害調査並びに応急の復旧対策に関する事。 2 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関する事。 3 砂防施設、地滑り防止施設及び急傾斜崩壊防止施設の被害調査

		<p>に關すること。</p> <p>4 土石流、がけ崩れ、地滑り等發生箇所の被害調査に關すること。</p>
	<p>港湾班 班長 港湾課長</p>	<p>1 港湾施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に關すること。</p> <p>2 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に關すること。</p>
	<p>空港班 班長 空港課長</p>	<p>空港施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に關すること。</p>
	<p>都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長</p>	<p>1 都市施設の応急の復旧対策及び被害調査に關すること。</p> <p>2 都市モノレールの状況把握及び緊急輸送に係る連絡調整に關すること。</p>
	<p>下水道班 班長 下水道課長</p>	<p>下水道の応急の復旧対策及び被害調査に關すること。</p>
	<p>建築指導班 班長 建築指導課長</p>	<p>1 被災建築物の応急危険度判定に關すること。</p> <p>2 民間建築物の被害調査に關すること。</p> <p>3 被災宅地危険度判定に關すること。</p>
	<p>住宅班 班長 住宅課長</p>	<p>1 県営住宅の保全対策及び被害調査に關すること。</p> <p>2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに關すること。</p> <p>3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに關すること。</p>
	<p>施設建築班 班長 施設建築課長</p>	<p>1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に關すること。</p> <p>2 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に關すること。</p>
	<p>新石垣空港班 班長 新石垣空港課長</p>	<p>部内各班又は他部の応援に關すること。</p>
出納部	<p>出納総務班 班長 会計課長</p>	<p>1 部の庶務及び連絡調整に關すること。</p> <p>2 部所管の被災情報等の総括に關すること。</p> <p>3 対策本部の歳入歳出外現金の出納に關すること。</p> <p>4 義援金及び見舞金の保管及び出納に關すること。</p>
	<p>物品管理班 班長 物品管理課長</p>	<p>1 庁内自動車の管理及び輸送に關すること。</p> <p>2 救援物資等の出納、保管及び管理に關すること。</p> <p>3 国民保護措置に要する物資等購入品の検収に關すること。</p>
企業部	<p>企業総務班 班長 企業局総務課長</p>	<p>1 部の庶務及び連絡調整に關すること。</p> <p>2 部所管の被災情報等の総括に關すること。</p>
	<p>経営計画班 班長 経営計画課長</p>	<p>部内各班又は他部の応援に關すること。</p>
	<p>經理班</p>	<p>部内各班又は他部の応援に關すること。</p>

	班長 経理課長	
	配水管理班 班長 配水管理課長	1 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の被害調査並びに応急の復旧対策に関する事。 2 武力攻撃災害時における配水に関する事。
	建設班 班長 建設課長	1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に関する事。 2 部内各班又は他部の応援に関する事。
病院事業部	県立病院班 班長 県立病院課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 所管の医療施設の保全対策及び被害調査に関する事。 4 武力攻撃災害時の医療及び助産に関する事。 5 入院患者等の避難対策に関する事。
人事委員会部	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局 総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	職員班 班長 職員課長	部内他班又は他部の応援に関する事。
監査委員部	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 他部の応援に関する事。
労働委員会部	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 他部の応援に関する事。
議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

備考 各部は、この表の右欄に掲げる分掌事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 関係する指定地方行政機関等からの情報収集、連絡調整及び国民保護措置の実施の要請に関する事。
- (2) 所管する県有施設及び管轄内の被災情報等の収集に関する事。

- (3) 市町村との連絡調整に関すること。
- (4) 出先機関からの情報収集及び指示の伝達に関すること。
- (5) 関係する指定地方公共機関等への国民保護措置の実施の要請及び連絡調整に関すること。
- (6) 関係するボランティア団体等の支援に関すること。

別表第3 (第8条関係)

区分	内 容
構成員	現地対策本部長 原則として知事公室を担当する副知事 現地対策副本部長 原則として出納長 現地対策本部員 原則として知事公室、各部局の防災を担当する統括監又は次長 現地対策本部要員 本部長が指名する者
分掌事務	1 被害状況及び復旧状況の情報分析に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 現地部隊の役割分担及び調整に関すること。 4 自衛隊の派遣に係る意見具申に関すること。 5 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 6 各種相談業務の実施に関すること。 7 その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
設置場所	災害現地又は県出先機関若しくは市町村庁舎

別表第4 (第10条関係)

名称及び設置場所	地方本部長及び地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長
北部地方本部 北部合同庁舎 (名護市)	地方本部長 北部土木事務所長 地方副本部長 北部農林土木事務所長	北部土木事務所の管轄区域	北部土木事務所 北部福祉保健所 北部農林土木事務所 北部農業改良普及センター 北部林業事務所 県立北部病院 名護県税事務所 その他北部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉保健所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林土木事務所長 応援班 班長 名護県税事務所長
中部地方本部 中部土木事務所 (宜野湾市)	地方本部長 中部土木事務所長 地方副本部長	中部土木事務所の管轄区域	中部土木事務所 中部福祉保健所 中部農林土木事務所 中部農業改良普及センター 県立中部病院	総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉保健所長 医療衛生班

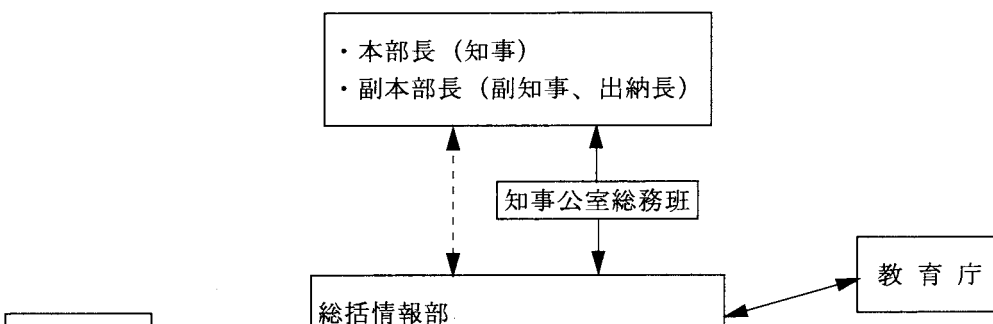
	中部農林土木事務所長		コザ県税事務所 その他中部土木事務所管内に所在する出先機関	班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長
南部地方本部 南部土木事務所 (那覇市)	地方本部長 南部土木事務所長 地方副本部長 南部農林土木事務所長	南部土木事務所の管轄区域	南部土木事務所 南部福祉保健所 南部農林土木事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 県立南部医療センター・こども医療センター 那覇県税事務所 その他南部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 南部土木事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉保健所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 班長付 中央保健所長 県立病院班 班長 県立南部医療センター・こども医療センター院長 土木建築班 班長 南部土木事務所長 農林水産班 班長 南部農林土木事務所長 応援班 班長 那覇県税事務所長
宮古地方本部 宮古支庁 (宮古島市)	地方本部長 宮古支庁長 地方副本部長 宮古支庁農林水産調整監	宮古支庁の管轄区域	宮古支庁 県立宮古病院 その他宮古支庁管内に所在する出先機関	総括班 班長 宮古支庁総務・観光振興課長 生活福祉班 班長 宮古支庁宮古福祉保健所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 県立病院班 班長 県立宮古病院長 土木建築班 班長 宮古支庁土木建築課長 農林水産班 班長 宮古支庁宮古農政・農業改良普及センター所長 応援班 班長 宮古支庁県税課長

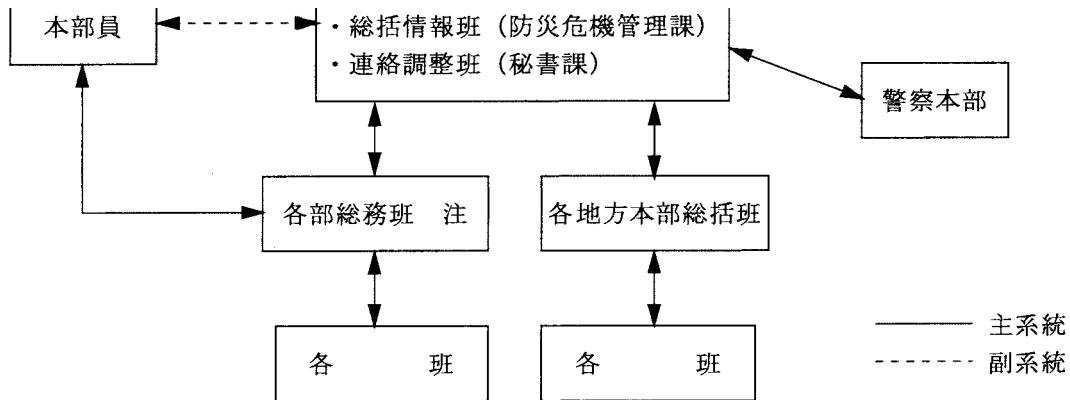
八重山地方本部 八重山支庁（石垣市）	地方本部長 八重山支庁長 地方副本部長 八重山支庁農林水産調整監	八重山支庁の管轄区域	八重山支庁 県立八重山病院 その他八重山支庁管内に所在する出先機関	総括班 班長 八重山支庁総務・観光振興課長 生活福祉班 班長 八重山支庁八重山福祉保健所長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 県立病院班 班長 県立八重山病院長 土木建築班 班長 八重山支庁土木建築課長 農林水産班 班長 八重山支庁八重山農政・農業改良普及センター所長 応援班 班長 八重山支庁県税課長
-----------------------	---	------------	---	--

別表第5（第10条関係）

班名	基本的役割
総括班	地方本部の総括に関すること。
生活福祉班	生活支援に関すること。
医療衛生班	医療及び衛生に関すること。
県立病院班	医療に関すること。
土木建築班	土木関係対策に関すること。
農林水産班	農林水産関係対策に関すること。
応援班	他班の応援に関すること。

別表第6（第15条関係）





注 総務班を置かない部については、部の庶務及び連絡調整の事務を分掌する班とする。

別表第7 (第17条関係)

国民の権利利益の救済に係る手続一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項及び第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項 (同条第3項において準用する場合を含む。)、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項及び第2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条及び第175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条及び第175条)	

別記様式 (第16条関係)

第 年 月 日
平成 年 月 日

本部長 殿

部長 (地方本部長) 名

武力攻撃災害状況等報告書

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 日時	自 至	月 月	日 日	時 時	分 分
2 場所					
3 措置の相手方					
4 措置の概要					
5 その他特記事項					

備考 この様式によることができないときは、この様式に準じて作成すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--